

2019年度（令和1年度） 第4回理事会

【2020年（令和2年3月9日開催）】

議案書

目次

議 題

- 第1号議案 2020年度資産運用方針に関する件
- 第2号議案 2020年度収支予算に関する件
- 第3号議案 2020年度事業計画に関する件
- 第4号議案 2020年度資金調達及び設備投資の見込みについて

公益財団法人 前川報恩会

第1号議案 2020年度資産運用方針に関する件

当財団の2020年度資産運用方針を添付資料の通りに策定いたしました。審議のうえ承認を求めます。

第2号議案 2020年度収支予算に関する件

当財団の2020年度収支予算案を添付資料の通り策定いたしました。審議のうえ承認を求めます。

第3号議案 2020年度事業計画に関する件

当財団の2020年度事業計画案を添付資料の通り策定いたしました。審議のうえ承認を求めます。

第4号議案 2020年度資金調達及び設備投資の見込みについて

当財団の2020年度資金調達及び設備投資の見込みについて、審議のうえ承認を求めます。

以上

第1号議案 2020年度資産運用方針に関する件

2019年度(平成31年度)予想及び2020年度(令和2年度)予算資産運用方針に関する件

2019年度(平成31年度)【予想】

全運用

円建運用資産				
融機関	運用商品	元本	表面利率	利息
ずほ銀行他	普通預金	¥40,000,000		2,315
ずほ信託	金銭信託	¥300,000,000	0.020%	30,025
ずほ銀行	定期預金	¥200,000,000	0.023%	45,872
ずほ証券	日本国債(10年)	¥300,000,000	0.600%	1,800,000
ずほ証券	日本国債(20年)	¥1,000,000,000	0.600%	6,000,000
ずほ証券	日本国債(20年)	¥400,000,000	0.500%	2,000,000
ずほ証券	日本国債(20年)	¥400,000,000	0.500%	2,000,000
円建資産計		¥2,640,000,000		11,878,212 ②

11.8百万①

貨建運用資産				
融機関	運用商品	数量(額面)	表面利率	合計
ずほ証券	外国国債	¥700,000,000	2.5%他	15,973,073 ③
式配当		¥147,120,000		29,184,000 ④
				57,035,285 ④

2018年度(平成30年度)【実績】

全運用

円建運用資産				
融機関	運用商品	元本	表面利率	利息
ずほ銀行他	普通預金	¥300,000,000		2,226
ずほ信託	金銭信託	¥300,000,000	0.020%	30,025
ずほ銀行	定期預金	¥400,000,000	0.023%	91,999
ずほ銀行	定期預金	¥200,000,000	0.023%	45,999
ずほ証券	日本国債(20年)	¥1,000,000,000	0.600%	6,000,000
ずほ証券	日本国債(5年)	¥400,000,000	0.200%	800,000
ずほ証券	日本国債(10年)	¥300,000,000	0.600%	1,800,000
円建資産計		¥2,900,000,000		8,770,249 ⑥

8.6百万⑤

貨建運用資産				
融機関	運用商品	数量(額面)	表面利率	合計
ずほ証券	外国国債	¥700,000,000	2.5%他	16,755,369 ⑦
式配当		¥147,120,000		29,184,000 ⑧
				54,709,618 ⑧

利息増減表

全体増減	④-⑧	2,325,667	
内訳: 日本国債増減	①-⑤	3,200,000	
外貨建国債増減	③-⑦	-782,296	2,417,704
日本国債増減	①-⑤	3,200,000	
平成31年	①	11,800,000	
平成30年	⑤	8,600,000	

報告事項:

① 運用の環境

2018年度(平成30年度)は米中貿易摩擦を巡るグローバル経済への悪影響が続く中、中国経済の減速や、日韓関係の悪化を受けて先行き不安感が続いております。

その中、日本のマイナス金利も引き続き継続されている状況です。

② 運用状況

2019年度(平成31年度)の運用は57百万円で昨年と比べて2.3百万増加しております。

その理由は4億(予定は6億)の定期預金を20年の日本国債に切り替えたためです。

③ 2020年度(令和2年度)の予算の収益は2019年(平成31年度)とほぼ同額で推移すると予想して予算を作成いたしました。

今期運用方針:

用方針:2020年度(令和2年度)運用方針に関しては前年の方針を継続して下記のとおりとする。

① 総運用資金の約8割は、円建資産で日本国債を中心として運用する。

② 総運用資金の約2割は、利率分散の観点から先進国国債を継続保有する。

③ 前記運用状況で4億の定期預金を日本国債に切り替えたとありますが前年度の運用方針として6億の定期預金を日本国債に切り替える予定でしたが、金利水準が極端に下落したため2億は定期預金のままにしております。

④ 運用先を分散する方針は上記2億を日興証券と野村証券に分散する予定でしたが延期することを決めました。

検討事項:

① 金利低迷の中、2019年度(平成31年度)日本国債で運用を予定していた2億は金利が0.6%前後に戻るまでは定期預金で運用したい思います。(運用可能な国債の運用期間が20年であるため)

第2号議案 2020年度収支予算に関する件

2020年度収支予算比較表
(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:円)

科 目	予算比較		(予算差異)
	2019年(平成31年度)予算	2020年(令和2)年度予算案	
正味財産増減の部			
通常増減の部			
經常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取配当金	29,184,000	29,184,000	0
特定資産運用益			0
特定資産受取利息	28,569,357	28,406,131	-163,226
雑収入			0
常収益計	57,753,357	57,590,131	-163,226
經常費用			0
事業費			0
学術研究助成金支出	23,000,000	20,000,000	-3,000,000
地域振興助成金支出	5,000,000	4,000,000	-1,000,000
福祉助成金支出	9,000,000	9,000,000	0
管理費			0
外部委員報酬	1,980,000	1,980,000	0
役員報酬	1,060,000	7,060,000	6,000,000
給与等			0
給与負担金	14,300,000	0	-14,300,000
出向者給与負担金	0	8,250,000	8,250,000
出向者退職給付金	250,000	250,000	0
会議費	420,000	200,000	-220,000
旅費交通費	770,000	770,000	0
通信運搬費	740,000	740,000	0
事務用品費	400,000	350,000	-50,000
消耗品費	240,000	100,000	-140,000
水道光熱費	300,000	200,000	-100,000
貸借料	3,240,000	3,300,000	60,000
リース料	120,000	100,000	-20,000
支払手数料	980,000	1,080,000	100,000
諸会費	172,000	172,000	0
調査研究費	50,000	50,000	0
広告宣伝費	0	100,000	100,000
保険料	120,000	120,000	0
法廷福利費	0	867,000	867,000
福利厚生費	30,000	30,000	0
諸税金	70,000	70,000	0
常費用計	62,242,000	58,789,000	-3,453,000
価損等計上前当期經常増減額	△4,488,643	△1,198,869	3,289,774
基本財産評価損益等			0
特定資産評価損益等			0
投資有価証券評価損益等			0
価損益等計			0
期經常増減額	△4,488,643	△1,198,869	3,289,774
通常外増減の部			0
經常外収益			0
經常外費用			0
期經常外増減額			0
会計振替額			0
一般正味財産増減額	△4,488,643	△1,198,869	3,289,774
正味財産期首残高	3,649,558,993	3,645,070,350	-4,488,643
正味財産期末残高	3,645,070,350	3,643,871,481	-1,198,869
指定正味財産増減額			0
正味財産期首残高			0
正味財産期末残高			0
未財産期末残高	3,645,070,350	3,643,871,481	-1,198,869

2020年度収支予算内訳表
(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

公益財団法人 前川報恩会

公益目的事業比率
91.5%

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
財産増減の部			
減の部			
収益			
財産運用益			
財産受取配当金	26,265,600	2,918,400	29,184,000
財産運用益			
財産受取利息	25,565,518	2,840,613	28,406,131
入			
計	51,831,118	5,759,013	57,590,131
費用			
研究助成金支出	20,000,000	0	20,000,000
奨励助成金支出	4,000,000	0	4,000,000
助成金支出	9,000,000	0	9,000,000
管理費			
都委員報酬	1,880,000		1,880,000
員報酬	5,400,000		5,400,000
与等			
与負担金			
1)向者給与負担金	7,425,000		7,425,000
1)向者退職給付負担金	225,000		225,000
雑費	150,000		150,000
費交通費	550,000		550,000
活運搬費	500,000		500,000
用用品費	315,000		315,000
耗品費	90,000		90,000
運光熱費	180,000		180,000
賃料	2,970,000		2,970,000
一入料	90,000		90,000
払手数料	0		0
会費	100,000		100,000
査研究費	45,000		45,000
告宣伝費	0		0
俵料	12,000		12,000
定福利費	780,300		780,300
計	53,812,300	0	53,812,300
理費			
働酬		1,660,000	1,660,000
等			
与負担金			
1)向者給与負担金		825,000	825,000
1)向者退職給付負担金		25,000	25,000
費		50,000	50,000
交通費		220,000	220,000
運搬費		240,000	240,000
用品費		35,000	35,000
品費		10,000	10,000
光熱費		20,000	20,000
料		330,000	330,000
入料		10,000	10,000
手数料		1,080,000	1,080,000
費		72,000	72,000
研究費		5,000	5,000
宣伝費		100,000	100,000
料		108,000	108,000
福利費		86,700	86,700
厚生費		30,000	30,000
金		70,000	70,000
償却費		0	0
計	0	4,976,700	4,976,700
用計	53,812,300	4,976,700	58,789,000
増計上前当期経常増減額	△1,981,182	782,313	△1,198,869
才産評価損益等			
費産評価損益等			
有価証券評価損益等			
益等計			
常増減額			△1,198,869
外増減の部			
外収益			
外費用			
外増減額			
損利額			
正味財産増減額			△1,198,869
財産期首残高			3,645,070,350
財産期末残高			3,643,871,481
外財産増減の部			
正味財産増減額			
財産期首残高			
財産期末残高			
期末残高			3,643,871,481

第3号議案 2020年度事業計画に関する件

I. 基本方針

当財団は、株式会社前川製作所の創設者である故前川喜作が私財2億円を基金として拠出し、1967年12月に設立、学術振興および社会福祉の充実を目的とする助成事業を毎年継続的に行ってきました。

2012年10月1日に一般財団法人へ移行後、これまでの理念を継承しつつ新しい法人としてスタートし、①学術及び科学技術の振興、②地域社会の健全な発展、③障がい者の支援を目的とする三事業を行って参りました。

2016年4月1日からは、公益財団法人として上記3事業を「萌芽的な学術研究、福祉活動及び地域活動に対する支援を主とした助成事業」として統合し、これまで蓄積してきた学術研究及び社会福祉における豊富な経験、及び地域振興における新たな知見を基盤として、より一層の公益性をもって時代の要請に応えるべく、以下に示す具体的事業計画に基づいて事業を推進させて参ります。

II. 事業計画

1. 定款第4条1項1号にかかる助成事業（学術研究助成）

(1) 目的

食料・食品・エネルギー・環境に関する研究を担う研究者に対して助成金の交付を行い、研究内容の向上を図り、もってより良い人類社会に向けての課題を解決することを目的とする。

(2) 事業内容

助成対象：

- ① 食料・食品の生産・加工・流通・保存・備蓄に関わる研究
- ② 再生可能エネルギーに関わる研究
- ③ 環境保全・地球温暖化防止・エネルギーの変換/貯蔵/輸送に関わる研究

申請資格：下記の要件を全て満たす者とする

- ① 大学法人、高等専門学校に所属する常勤の研究者
- ② 博士号取得者であり、申請内容に関する学会発表、または論文投稿を行う予定のある方
- ③ 45歳以下とする

助成金額：2,000万円（一件あたりの助成額の上限は300万円）

助成件数：5件以上30件以下

選考：学術研究助成選考委員会において選考を行う

募集：以下の通りに募集を行う

- ① ホームページ上での募集要項の公開
- ② 助成分野に関連する学会の機関紙における広告
- ③ 関連学会奨励賞受賞者に対するダイレクトメール
- ④ 大学窓口を通じた助成対象者への案内

(3) 実施時期

- ・募集：2020年9月1日～2020年9月30日
- ・選考：2020年11月中（予定）
- ・承認：2020年12月中の理事会
- ・通知及び交付：理事会の承認後、速やかに行う

2. 定款第4条1項2号にかかる助成事業（地域振興助成）

(1) 目的

天然資源又は文化的資産を保全・活用し、当該地域の発展に寄与する継続的事業に対して助成を行い、当該地域の活性化に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

助成対象：①地域環境又は地域文化活動の保全・活用を通じ、
当該地域の発展に寄与する継続的事業
②地域に根ざした未利用エネルギーの有効活用もしくは、
農と食のイノベーションと地域力アップに繋がる事業

重点目標：多世代が参与し、その実施を通じて

高齢層から若年層への伝承が含まれる事業を積極的に助成する

申請資格：NPO法人、学校法人等の法人格を有する非営利法人であること

助成金額：400万円（一件あたりの助成額の上限は100万円）

助成件数：5件以上

選考：地域振興助成選考委員会において選考を行う

募集：ホームページ上における募集要項の公開をもって行う

(3) 実施時期

- ・募集：2020年7月1日～2020年8月31日
- ・選考：2020年10月中（予定）
- ・承認：2020年12月中の理事会
- ・通知及び交付：理事会の承認後、速やかに行う

3. 定款第4条1項3号にかかる助成事業（福祉助成）

(1) 目的

社会福祉の向上を目的として、障がい者を援護する団体の取り組みに対して援助を行う。

(2) 事業内容

助成対象：

- (1) 障がい者の生活支援や就労支援の環境改善に資する物品
- (2) 障がい者の福祉向上に資する取り組み

重点目標：規模の小さい団体を積極的に助成する

申請資格：

- (1)：NPO法人・社会福祉法人等の法人格を有する非営利法人であること
- (2)：非営利団体で、実務者（NPO法人・社会福祉法人等の職員）の参加が見込まれること

助成金額：総額900万円（一件あたりの助成額の上限は100万円）

助成件数：(1)(2)合計20件程度

選考：福祉助成選考委員会において選考を行う

募集：ホームページ上における募集要項の公開をもって行う

(3) 実施時期

- ・募集：2020年7月1日～2020年7月31日
- ・選考：2020年9月中（予定）
- ・承認：2020年12中の理事会
- ・通知及び交付：理事会の承認後、速やかに行う

4. 報告会の開催

(1) 目的

各助成事業（学術・地域・福祉）の成功事例を当財団の関係者、並びに大学関係者・福祉助成財団センター等への呼びかけを行い、希望する者全員で聞くことにより、今後の助成事業の改善に繋げていくことを目的とする。

2020年度においては、2018年度の助成対象者のうち、受領した報告書の評価が高かったものを学術・地域・福祉の3分野で2件ずつ都内に招致し、報告を行ってもらう。

(2) 内容

招致対象：2018年度助成対象者のうち、評価委員会において評価の高いものを2件ずつ

【学術2名、地域・福祉各2団体（1団体2名）＝8名、計10名】

招致予算：旅費交通費40万円

（東京-大阪間の新幹線往復費用約4万円を一人当たりの標準的な招致費として見込み、約10名を招致する）

(3) 実施

- ・日時：2020年5月23日（土）（予定）
- ・場所：東京都内

5. 視察及び助成案内の実施

(1) 目的

助成事業のニーズの深堀り及び助成申請を募り、当該年度以降のより良い助成事業の展開のための知見の蓄積を目的とする。

(2) 内容

対象：学術研究助成・地域振興助成・福祉助成の助成対象者

予算：15万円

(3) 実施

- ・時期：2020年度中
- ・場所：日本国内

以上

公益財団法人前川報恩会 2020年度学術研究助成 募 集 要 項

○はじめに

公益財団法人前川報恩会では、1967年の設立以来、「環境・エネルギー・食料」をキーワードに、数多くの研究者に学術研究助成を行ってまいりました。これからも、持続可能社会の実現に向けた環境親和型の技術立国を支えるべく、イノベーションにつながる世界的に先進な研究に助成を行うと共に、既存の枠組みを超え新たな知見・見識の発掘に取り組もうとする研究者を支援いたします。

とりわけ、これから研究者としての実績を積み上げんとする若手の研究者を支援すべく、萌芽的な基礎研究やフィージビリティスタディ等の助成支援を行っていきます。

是非本趣旨にご賛同いただき、積極的に応募されることを切望します。

助成対象分野

研究助成事業では、「環境・エネルギー・食料」に関する研究に於いて、下記の分野を助成対象とします。自然科学分野・工学分野を問わず、幅広い分野からのご応募をお待ちしております。

1. 食料・食品の生産・加工・流通・保存・備蓄に関わる研究

〈参考例〉

- (A) 農林水産分野に於ける新しい取組み研究
- (B) 食品（特に生鮮食料）の鮮度保持技術・長期保存技術等
- (C) 食品製造分野のAI・IoT、センシング、ロボットの新技术や活用技術

2. 再生可能エネルギーに関わる研究

〈参考例〉

- (A) 水資源・太陽光・太陽熱・地熱の資源利用技術
- (B) 資源リサイクル技術

3. 環境保全・地球温暖化防止・エネルギーの変換/貯蔵/輸送に関わる研究

〈参考例〉

- (A) ヒートポンプシステム技術・環境対応空調技術
- (B) 機能性材料を用いた革新的な熱交換技術

申請期間

Web申請のみ：2020年9月1日～2020年9月30日 17:00まで登録完了してください。

申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項、及び申請内容の概略を記入した上で、次ページの書類と共に送信してください。

- ① 申請書 (1) 当財団ホームページ上から書式をダウンロードし、PDF に変換すること
(2) 助成対象分野の番号を、指定箇所に明記すること
- ② 業績論文 (申請テーマに関する業績論文が望ましいが、該当物無しの場合は主要業績論文でも可)

助成金額

総額 2,000 万円

※1 件あたりの助成申請額の上限は、300 万円とします。

申請額を限度額に近づける必要はありません。必要な金額を申請してください。

※審査の結果、申請額から減額のうち助成する場合があります。

助成期間

助成金交付日～2021 年 12 月 31 日 支払等、全ての手続きを完了してください。

ただし、研究期間は最大 2 年間まで可能とします。

その場合の助成期間は、助成金交付日～2022 年 12 月 31 日までとなります。

助成金は研究期間にかかわらず、最大 300 万円が助成開始時、所属機関に対して支払われます。

申請時に、① 1 年間、② 2 年間、と期間を選択してください。

申請資格

下記の要件を全て満たす方が応募できます。

- ① 日本国内の大学法人、高等専門学校に所属する常勤の研究者とします。
(学生・研究生は不可とします。)
- ② 年齢は、応募締切時において 45 歳以下とします。
- ③ 博士号取得者の方。且つ、研究の場を確保し、独自のテーマで主体性を保ちつつ研究を遂行出来る方とします。
- ④ 研究者代表として、申請内容に関する学会発表または論文投稿を行う予定がある方とします。
- ⑤ 当財団からの寄附金を所属機関が研究費として管理する前提のもとに、所属長が応募を承諾している方とします。
- ⑥ 助成金の経理事務を申請者の所属機関が行える方とします。
- ⑦ 企業との共同研究を予定されている研究課題に対しては、助成できません
- ⑧ 当財団の 2019 年度の研究助成者は、2020 年度の学術研究助成に応募できません。
なお、他の申請者の共同研究者として名前が記されることは問題ありません。

助成金の使途

当財団の助成金は、申請する事業の遂行に必要な不可欠な事由を明記した費用に対してのみ使用してください。詳細については「助成金取扱規則」を参照してください (別表 1 に該当する費用の申請は選考の対象外とします)。

助成金には、研究に必要な器具備品費・消耗品費・図書費・刊行費・旅費・会議費・謝金等を含めることができます。

ただし、図書費・刊行費・旅費・謝金は助成金額の 20% を超えないものとするともに、当該研究の実施に直接必要なものに限ります。

- (3) 助成決定後、助成金の使途を変更する必要がある場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。事前の連絡がなく変更した場合は、助成の取り消し、あるいは助成金の返還（全額または一部）を求める場合があります。

助成対象者の義務等

- (1) 助成金取扱規則の遵守（※必須）
- (2) 中間報告書の提出（※必須/Web申請のみ）
2021年7月下旬に、研究の進捗状況と経費の支出状況を取りまとめた「中間報告書」を提出のうえ、当財団に中間報告を行ってください。（用紙は助成決定時に交付します。）
- (3) 研究成果報告書（学会・協会発表の要旨並びにポスター原稿等を添付のこと）及び
収支報告書の提出（※必須/Web申請のみ）
「助成事業ページ」内の様式に従い必要事項を記入のうえ、PDFへ変換して提出してください。
・提出期間
2022年1月1日～2022年1月20日 17:00までに完了のこと
尚、2年間の助成者は、①2022年1月20日、②2023年1月20日、と2回提出してください。
- (4) 成果の発表及び発表論文の提出（※必須/Web申請のみ）
助成を受けた研究についてはその成果を社会に広く還元するため、学会・協会発表を原則とします。この発表時には当財団の助成金との関連性を明確にするため、謝辞を明記してください。
（なお、2021年12月31日時点において未発表の場合には、1頁目に発表予定年月・学会名・概要を記した発表草稿を提出のうえ、発表後には必ず本稿を提出してください。）
- (5) 助成事業報告会への出席（※当財団からの打診があった場合）
助成事業報告会（2022年5月頃、東京都内）への出席。
（なお、指定する会場への旅費（交通費・宿泊費、但し日当は除く）往復分に関しては、当財団が負担します。）
- (6) 訪問受入（※当財団からの打診があった場合）
当財団の今後の助成事業の発展のため、資格要件及び研究内容に関して研究室を訪問させていただく場合には、これの受け入れをお願いします。

前頁の(3)研究成果報告書（収支報告書は除く）、(5)事業報告会での様子および(6)の訪問結果は、当財団のホームページで公開します。

なお、(4)で提出頂いた論文に関しても当財団ホームページ上で公開させていただく予定ですが、公開時期や著作権等の問題がある場合には、ご連絡いただければ差し控えます。

■考基準

- ・当財団の助成の趣旨と合致し、企業等の助成や補助が得難い等、助成する必要性が高いもの。
- ・既存の分野にない独創性に優れたもの、新領域を開発する萌芽的なもの。
- ・研究内容が先駆性の高いもの、イノベーション又は産業社会の発展が期待できるもの。
- ・今までの基礎研究の成果をもとにする「実用化等のための研究」、「社会実装のための研究」等に積極的に助成します。
- ・科研費等の大型予算を取得されていない方を優先する場合があります。

2. 選考手続

募集：2020年9月1日～2020年9月30日 17:00まで（Web申請のみとします）

選考：2020年11月中

※学術研究助成選考委員会が「学術研究助成申請書」に基づいて審査、選考します

承認：2020年12月中の理事会

交付：理事会における承認後速やかに交付します

その他

助成期間中に所属機関や身分の異動、当該研究の変更や中止、助成金の使途変更、あるいは他の研究者によって研究を遂行する必要がある場合は、遅滞なく当財団までご連絡ください。

なお、採否の理由についての照会には回答いたしかねますので、この旨了承願います。

以上

募 集 要 項

助成対象となる事業

- ①多世代が参与し、高齢層から若年層への伝承が含まれる天然資源及び文化的資産の保全・活用を通じ、当該地域のコミュニティの発展に寄与する継続的事業
例) ・地場の自然保護活動、周辺地域の活性化活動
・学校法人が課外活動として行う地域交流活動・地域調査活動(域学連携)など
・地域循環圏の活用、広域連携活動
- ②地域に根ざした未利用エネルギーの有効活用、もしくは農と食のイノベーションと地域力アップに繋がる事業
例) ・農村部に於いて再生可能なエネルギー資源活用を図り、地域プロジェクトとして新しい農業と地産食料加工の取り組み
・地域のイベントを通じた食と地域振興を結び付けたプロジェクト
・SDGs(持続可能な開発目標)への取り組み

申請期間

Web申請のみ: 2020年7月1日~2020年8月31日 17:00まで登録完了してください。

申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項及び申請内容の概略を記入した上、下記書類と共に送信してください。

- ① 申請書 (当財団ホームページ上から書式をダウンロードし、PDFに変換してください。)
- ② 事業計画書 ※2020年度
- ③ 予算書 ※2020年度
- ④ 決算報告書 ※2019年度(設立初年度の団体は不要)
- ⑤ 事業報告書 ※2019年度(設立初年度の団体は不要、ただし、実績報告の書面を提出してください。)

助成金額

総額400万円(1件あたりの助成金額の上限は100万円)

申請額を限度額に近づける必要はありません。必要な金額を申請してください。

審査の結果、申請額から減額のうち助成する場合があります。

助成期間

助成金交付日~2021年12月31日 支払等、全ての手続きを完了してください。

申請資格

NPO法人、学校法人等の法人格を有する非営利法人であること。

助成対象となる費用

当財団の助成金は、申請する事業の遂行に必要な不可欠な費用に対してのみ使用してください。
詳細については、「助成金取扱規則」を参照してください。（別表 1 に該当する費用の申請は、
選考の対象外とします）

助成対象者の義務等

(1).助成金取扱規則の遵守（※必須）

(2).事業成果報告書及び収支報告書の提出（※必須）

「助成事業ページ」内の様式に従い、必要事項を必ず記入の上、PDF へ変換して提出してください。

収支報告書には、領収書を必ず添付してください（料金振込をもって受領等の契約がある場合
に関しても、領収書を取得してください）。

・提出期間

2022年1月1日～2022年1月20日 17:00 までに完了してください。

(3).成果物等の提出（※該当する場合）

実施した事業の成果物（当財団への報告書とは別に独自で作成した会誌・報告書等）がある
場合には、これを提出してください。

なお、当財団からの助成金を受けて実施した事業においては、その旨を明記してください。

(4).助成事業報告会への出席（※当財団からの打診があった場合）

助成事業報告会（2022年5月頃、東京都内）への出席。

（なお、指定する会場への旅費（交通費・宿泊費、但し日当は除く）往復分に関しては、当財
団が負担します。）

(5).訪問受入（※当財団からの打診があった場合）

当財団の今後の助成事業発展のため、貴団体を訪問させていただく場合には、これの受け
入れ。

(2)の事業成果報告書（収支報告は除く）、(4)事業報告会での様子及び(5)の訪問結果は、
当財団のホームページで公開します。

なお、(3)で提出頂いた成果物等に関しても当財団ホームページで公開させていただく予定ですが、
個人情報等の問題がある場合には、申し出により公開を差し控えます。

未使用の助成金がある場合や、事前の届け出無しに申請時の用途と大きく異なる支出を行った場合、
報告書の提出義務等に違反した場合には、助成金の一部、または全額返還を求めることがあります。
申請に際しては、「助成金取扱規則」を熟読の上、助成金受領後も同規則を遵守してください。

選考手続

- 募集 : 2020年7月1日～2020年8月31日 17:00まで (Web申請のみとします)
- 選考 : 2020年10月中
- ※地域振興助成選考委員会が「地域振興助成申請書」に基づいて審査、選考します。
- 承認 : 2020年12月中の理事会
- 交付 : 理事会の承認後、速やかに行います。

その他

申請内容に変更があった場合は、助成事業ページから登録データを修正してください。
なお、採否の理由についてのご照会には回答いたしかねるので、この旨了承願います。

以上

募 集 要 項

はじめに

当財団では1967年の設立以降、福祉事業を営む法人に対して2,000件以上の助成を行って来ました。これまでの実績振り返ると、福祉事業所で必要とされる物品の購入を、一般器具・福祉用具の別を問わず、幅広く支援してきた結果とっています。今後は、利用者主体の福祉事業として特色を発揮すべく、障がい者が抱える課題に対して直接的な働きか出来る物品や取り組みに対して、積極的に助成をしていきます。

助成対象

対象(1)：障がい者の生活支援や就労支援の環境改善に資する物品

…施設利用者に対するサービスの向上に必要な物品

例) 援護・介護・訓練等のサービス向上に明確に資する福祉用具

サービスの向上に資する創意工夫を施した用途で使用する予定の一般器具

対象(2)：障がい者の福祉向上に資する取り組み

(2)-A 利用者に対するプログラムの拡大

例) 施設利用者に対する機能訓練の拡充等 ※

※物品の購入が大半を占める場合は、対象(1)で申請すること

(2)-B 地域共生型プログラムの実施

…施設利用者の別を問わない、地域に開かれた福祉プログラムの実施

例) サロンづくり、特定の障がいに対する啓発活動など

(2)-C 調査・研究

…障がい者の福祉向上に資する調査・研究

例) 学校法人所属の研究者による、フィールドワーク・実証を旨とした研究活動

実務者(施設の従業員)による、施設内の自立訓練プログラム拡大のための調査活動 など

申請期間

Web申請のみ：2020年7月1日～2020年7月31日、17：00まで登録完了してください。

3.申請方法

インターネット回線を利用し、当財団ホームページの「助成事業登録フォーム」に必要事項及び申請内容の概略を記入した上で、下記書類と共に送信してください。

- ① 申請書 (当財団ホームページ上から書式をダウンロードし、PDFに変換してください。)
- ② 事業計画書 ※2020年度
- ③ 予算書 ※2020年度
- ④ 決算報告書 ※2019年度(設立初年度の団体は不要)
- ⑤ 事業報告書 ※2019年度
(設立初年度の団体は不要、但し団体としての発足以前の報告書等があれば提出してください。)
- ⑥ 助成希望物品の型番・品名等のわかる物品明細(据付工事等を含む場合はこの見積書)

4.助成金額

総額 900 万円 (1 件あたりの助成金額の上限は 100 万円)

※申請額を限度額に近づける必要はありません。必要な金額を申請してください。

※審査の結果、申請額から減額の上助成する場合があります。

5.助成期間

助成金交付日～2021年12月31日 支払等全ての手続きを完了してください。

※ 上記の助成期間内に申請書記載の物品を購入してください。

(助成金交付日前に購入したものに対する助成ではありません。)

6.申請資格

対象(1): NPO 法人、社会福祉法人等の法人格を有する非営利法人であること。

対象(2): 非営利団体で、実務者(NPO 法人、社会福祉法人等の職員)の参加が含まれること。

7.助成対象となる費用

当財団の助成金は、申請内容の充足に必要な不可欠な費用に対してのみ使用してください。一般的な経費の補填ではありません。

詳細については、「助成金取扱規則」を参照してください。(別表1に該当する費用の申請は、選考の対象外とします)

8.助成対象者の義務等

(1).助成金取扱規則の遵守(※必須)

(2).使途報告書及び収支報告書の提出(※必須)

「助成事業ページ」内の様式に従い、必要事項を記入の上、PDFへ変換して提出してください。

収支報告書には、領収書を必ず添付してください(料金振込をもって受領等の契約がある場合に関しても、領収書を取得してください)。

・提出期間

2022年1月1日～2022年1月20日 17:00までに完了してください。

(3).成果物等の提出（※該当する場合）

- ・当財団からの助成金を受けて購入した物品には、その旨を明記し写真を提出してください。
また、物品を利用した効果・成果について必ずコメントを明記してください。
 - ・当財団からの助成金を受けて実施した事業の成果物（当財団への報告書とは別に独自で作成した会誌・報告書等）がある場合には提出してください。
- なお、当財団からの助成金を受けて実施した事業においては、その旨を明記してください。

(4).助成事業報告会への出席（※当財団からの打診があった場合）

助成事業報告会（2022年5月頃、東京都内）への出席。

（なお、指定する会場への旅費（交通費・宿泊費、但し日当は除く）往復分に関しては、当財団が負担します。）

(5).訪問受入（※当財団からの打診があった場合）

当財団の今後の助成事業発展のため、貴団体を訪問させていただく場合には、これの受け入れ。

- 1 (2)の使途報告書（収支報告は除く）、(4)事業報告会での様子及び(5)の訪問結果は、当財団のホームページで公開します。

なお、(3)で提出頂いた成果物等に関しても当財団ホームページで公開させていただく予定ですが、個人情報等の問題がある場合には、申し出により公開を差し控えます。

- 2 未使用の助成金がある場合や、事前の届け出無しに申請時の使途と大きく異なる支出を行った場合、報告書の提出義務等に違反した場合には、助成金の一部、または全額返還を求めることがあります。

申請に際しては、「助成金取扱規則」を熟読の上、助成金受領後も同規則を遵守してください。

選考手続

募集：2020年7月1日～2020年7月31日 17：00まで（Web申請のみとします）

選考：2020年9月中

※福祉助成選考委員会が「福祉助成申請書」に基づいて審査、選考します

承認：2020年12月中の理事会

交付：理事会における承認後、速やかに行います

その他

申請内容に変更があった場合は、助成事業ページから登録データを修正してください。

なお、採否の理由についてのご照会には回答いたしかねるので、この旨了承願います。

以上

第4号議案 2020年度資金調達及び設備投資の見込みについて

事業 年度	自	2020年4月 1日	公益財団法人前川報恩会
	至	2021年3月31日	

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入れの予定	なし		
事業番号	借入れ先	金額	用途
		円	

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定	なし		
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法又は 取得資金の用途
		円	

※当書類は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条及び施行規則第37条に基づき作成の上、理事会の承認を得るものである。

公益財団法人 前川報恩会
2020年度（令和元年度）第4回理事会議事録

1. 日 時 2020年（令和2年）3月9日（月）10時00分～12時00分
2. 場 所 東京都江東区牡丹三丁目14番15号
株式会社前川製作所 本社ビル 2F コミュニケーションホールNo.3
3. 出席者 理事：
（敬称略） （出席）篠崎聡、山本良一、古在豊樹、赤塚光子、眞田勝、法堂正宏、
理事総数7名、出席者数6名、（欠席者数1名）石井徳章、
監事：山田良子、南久松宏光、監事総数2名、出席者2名
事務局：上原秀夫、金野寿子 出席者2名
4. 議 案

第1号議案	2020年度資産運用方針に関する件
第2号議案	2020年度収支予算に関する件
第3号議案	2020年度事業計画に関する件
第4号議案	2020年度資金調達及び設備投資の見込みについて
その他	2018年度学術・地域・福祉評価委員会報告
5. 議事の経過及び結果
【定足数報告等】
開会に先立ち、事務局長法堂正宏より、本日の出席者数は定款第37条に定められた定足数を満たすため有効に成立するとの報告が行われた後、定款第36条に基づき、理事長篠崎聡が議長となり開会を宣言した。

【決議事項】
第1号議案 2020年度資産運用方針に関する件
2020年度の資産運用方針について、議長からの指示を受けた業務委託職員、上原秀夫より添付資料の通り説明がなされた。

議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、理事現在総数7名のうち出席理事6名全員の同意により定款第37条第1項の規定を満たし、承認された。

第2号議案 2020年度収支予算に関する件
2020年度の収支予算について、議長からの指示を受けた職務執行理事法堂正宏より、添付資料の通り説明がなされた。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、理事現在総数7名のうち出席理事6名全員の同意により定款第37条第1項の規定を満たし、承認された。

第3号議案 2020年度事業計画に関する件

2020年度事業計画について、議長からの指示を受けた職務執行理事法堂正宏より、添付資料の通り説明がなされた。

・赤塚理事より、報恩会のホームページについて、助成先一覧表の場所や紹介欄等をもう少し見やすく、分かりやすい工夫をした方が良いのではないか、との指摘があった。

事務局より、ホームページの見直しを検討しているところであり、迅速に対処する旨を伝え、了承された。

・古在理事より、学術研究助成の応募資格、「①日本国内の大学法人、高等専門学校に所属する常勤の研究者とします。」の「常勤」の意味について質問があった。

事務局より、「常勤」とは、フルタイムに大学、高等専門学校に正式に雇用されている研究者のことを言う旨と、次年度より他の財団の募集要項も参考的に確な表現をする様に対処することを伝え、了承された。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、理事現在総数7名のうち出席理事6名全員の同意により定款第37条第1項の規定を満たし、承認された。

第4号議案 2020年度資金調達及び設備投資の見込みについて

2020年度資金調達及び設備投資の見込みについて、議長からの指示を受けた職務執行理事、法堂正宏より、添付資料のとおり説明があった。

審議の後、議長が出席者に諮ったところ全員異議なく、理事現在総数7名のうち出席理事6名全員の同意により定款第37条第2項の規定を満たし、承認された。

その他報告事項等

① 2018年度の学術・地域・福祉の評価委員会について、②5月に開催予定の助成者代表成果発表会について職務執行理事法堂正宏より説明がなされ、5月23日（土）に開催することで、出席者全員に承認された。ただし、5月の助成者代表成果発表会は、コロナウィルスの状況により、延期、もしくは中止になる可能性がある旨についても説明の上、承認された。

(発表者/予定)

- 「学術研究助成」 鳥取環境大学、講師/戸苅丈二氏
東北大学、助教/横山俊氏
- 「地域振興助成」 特定非営利活動法人大森まちづくりカフェ
特定非営利活動法人エコビレッジあば
- 「福祉助成」 公益財団法人 東日本盲導犬協会
公益財団法人 日本ダウン症協会

以上をもって、本日の理事会の議事等は全て終了したため、職務執行理事法堂正宏が議事録を作成し、定款第38条第2項記載の通り出席した理事長及び監事が記名押印することとして、12時00分閉会した。

2020年 3月 10日

公益財団法人前川報恩会 理事会

理 事 長

篠崎 聡



監 事

山田 良子



監 事

南久松 宏光



